

第6回教育委員会（定）

開会日時 令和3年 3月 26日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時48分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩 二 郎	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	家 田 彩 子	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	平 沢 安 正
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	浅 子 隆 史
施設整備担当副参事	千 葉 享 二		

出席区職員

保育サービス課長	佐 藤 隆 行
----------	---------

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

青木委員は、オンラインで、遅れての出席となります。

それでは、ただいまから令和3年第6回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、門野指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、浅子学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、平沢教育支援センター所長、遅れて、佐藤保育サービス課長の、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第25号 「いたばし学び支援プラン2025」の策定方針について

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第25号「「いたばし学び支援プラン2025」の策定方針」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、資料の「議-1」をご覧くださいと思います。

議案第25号。

「いたばし学び支援プラン2025」の策定方針につきましてご説明をさせていただきます。

まず、提出日ですが、本日、令和3年3月26日でございます。

提出者でございますが、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

提案理由、詳細等につきましては、教育総務課長の方からご説明をさせていただきますので、よろしく願います。

教育総務課長 それでは、説明させていただきます。

資料の2ページ目から、「いたばし学び支援プラン2025」の策定方針でございます。

1、策定の根拠・目的でございます。

教育基本法でございまして、第17条第2項では、「地方公共団体は、国が策定する教育振興基本計画を参酌し」となっております。

この「国」というのは、正確には「政府」です。教育基本法は政府が策定することになっておりまして、政府が閣議決定で策定しております。

国会の議決を要しないものですが、国会への報告が義務づけられております。現行計画は教育基本計画2018ということで、5カ年計画で、2018年から2022年までの計画、第3期計画ということになっております。

この国の教育振興基本計画を参酌し、その上で、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の新興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、という努力義務になっております。

板橋区におきましては、教育ビジョンと学び支援プランをこの法定の計画に位置づけております。特別区では、23区中18区が地方版の教育振興基本計画を策定しております。

第2段落のところでは、教育ビジョンの実行計画・実施計画が学び支援プランという関係になっていまして、第3期になる学び支援プランが2025計画ということになります。

下の方に図がございます。

一番上に板橋区基本構想がございます。

右側のラインが地方自治法の体系でございます。基本計画、それから実施計画、板橋区では「いたばしNo. 1実現プラン」という固有名詞がついておりますが、このたびローリングをしまして、来年度から5カ年の2025計画となります。

その下に、様々な行政計画、個別の事業計画がございます。

左側のラインが教育部門の計画でございます。

板橋区基本構想の下、板橋区教育大綱を定めておりまして、また、板橋区教育ビジョン2025、これが2016年から10年間の計画でございます。

その実行計画として、第3期になりますのが、「いたばし学び支援プラン2025」という位置づけになっております。

左の方から、国の教育振興基本計画、これを参酌するという形になります。

他の板橋区内の計画とは整合、連携を図ることになっておりまして、他の部署とも相互に連携・協働しながら課題に対応し、板橋区内のこれからの時代を生き抜く人材を育てていくことをめざすことにしております。

次のページです。

2、基本的な視点でございます。

「いたばし学び支援プラン2025」では、現行計画における事業の成果や課題を総括しつつ、新型コロナウイルス感染症対策、GIGAスクール構想の推進、それから35人学級の実現など、急激な社会変化や、区を取り巻く教育環境の変化に留意しながら、2030年以降の社会を見据えた課題へ対応することを目標に、各種取組や事業を検討します。

ここで、突然、「2030年以降の社会を見据え」ということが出てくるのですが、これは政府の基本計画が2030年以降の課題も視野に入れておりまして、政府計画との歩調を合わせるということで記載をしているものでございます。

また、「なお」のところですが、現行計画で取組を開始した3つの柱、1つ目が「保幼小接続・小中一貫教育」、2つ目が「板橋区コミュニティ・スクール」、3つ目に「教職員の働き方改革」、これら3つを、引き続き最重点の取組・事業

として位置づけまして、「教育ビジョン2025」で掲げる将来像の実現に向けた事業を策定作業の中で検討する。

これが基本的な視点でございます。

3、計画期間でございます。

図表になっておりますが、一番上に「板橋区教育ビジョン2025」、それから、その下の段が学び支援プランです。教育ビジョン2025の実行計画として、第3期目になります。

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年）までの4カ年間の計画でございます。

その下の段は、区の基本計画、実施計画の計画期間となっております。

そして、最後に、3ページ目の項番4、今後の策定スケジュールでございます。

本日の教育委員会で策定方針ご決定いただきまして、その後、来月、4月20日の庁議に報告をいたします。

それから、5月の閉会中の文教児童委員会で議会報告をするという流れになっております。

また、中間のまとめになりますが、計画の骨子、フレームについて5月から策定の作業に入ります。

8月に、この中間のまとめにつきまして、教育委員会でご検討いただきまして、庁議報告、それから文教児童委員会という流れになります。

中間のまとめの後、具体的な肉づけをしまして、素案を策定いたします。

この素案に対しまして、パブリックコメントを募集します。この素案につきましても、教育委員会、庁議、それから文教児童委員会で報告します。

パブリックコメントでいただいたご意見などを反映させまして、最終案を策定します。年明け1月の教育委員会で決定をいただき、庁議報告、それから2月の文教児童委員会で報告ということで、策定のスケジュールになってございます。

大変簡単ですが、説明については以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

よろしいでしょうか。

ご紹介が遅れました。青木委員がいらっしゃいました。

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、お諮りします。

日程第一 議案第25号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第26号 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる
場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第26号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除すること
のできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、次長
と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、資料「議-2」をご覧いただきたいと思います。
議案第26号。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

まず、提出日ですが、本日、令和3年3月26日でございます。

提出者でございますが、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

提案理由等、詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明をさせていただ
きますので、よろしく願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第26号の方をご覧いただきたいと思います。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
の一部を改正する規則でございます。

教育委員会で扱うのは、幼稚園教育職員の給与です。区の職員は区長部局の規
定の適用を受けております。

区立小中学校の教員については、東京都の規定の適用を受けます。教育委員会
が扱っているのは幼稚園教育職員になります。

区長部局でも同様の改正がございますが、職員が正規の勤務時間に勤務をしな
い場合は、原則として給与が減額となります。

ただし、一定の場合に、給与の減額が免除される場合がございます。その基準
が改正されるということで、今回の規則の改正案ということになっております。

提案理由のところをご覧いただきたいと思いますが、「感染症の予防及び感染
症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正に伴い」となっています。
任命権者が、職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が改正された
ことを踏まえ、幼稚園教育職員の場合も同様の規定整備を行うというものでござ
います。

この2つの法律の改正法2月13日に施行されていまして、内容としては新型
コロナウイルスの感染症の所見があるものに対して、都道府県知事が健康状態に
ついて報告を求めることができることになりました。

また、感染の防止に必要な協力を求めることができるようになっていまして、報告
については義務、協力に応じることは努力義務とされております。

この場合に、出勤ができないことが想定されますので、その場合については給
与の減額免除の対象にするということで、今般の改正を行うものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

右側が現行の規定、左側が改正後の減免の規定で、アンダーラインのところが改正部分で、文言を追加するものでございます。今、お話をしました報告もしくは協力、それについて追加をするということになっております。

附則で、この規則は公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するという、遡及適用でございますが、改正法の施行期日と合わせています。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。
日程第二 議案第26号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第三 議案第27号 板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 では、続いて、日程第三 議案第27号「板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料の「議-3」をご覧ください。
議案の第27号になります。

板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

議案の提出月日は、本日、令和3年3月26日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

内容につきましては、学校運営協議会委員の人数制限に関するものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明申し上げます。

地域教育力推進課長 よろしくお願いたします。

資料「議－3」をご覧ください。

資料2、3ページに新旧対照表を載せてございます。こちらで説明させていただきます。

重要なところは、新旧対照表のうち、9条の第4項になります。

新旧対照表1/2ページでございます。

今回、現場から、コミュニティ・スクール委員会の委員の増員を求める声がありました。こちらに応える形で、増員ができる改正をしたいということです。

ただし、総数15名という規定は会議が有効に機能するために設けておいたものですので、この総数につきましては変えずに、現行、それ以外に、1/2ページの9条第1項に委員が規定されてございます。このうち、(2)号の保護者、(3)号の地域住民、(4)号の地域学校協働活動推進員、(5)の学識経験者、(7)のその他、教育委員会が必要と認める者、こちらに総数15名とは別に10名以内という縛りがございました。こちらを解除することで増員を図るということで、総数15は変わらないということでございます。

ちなみに、現場で、今、15名までフルで委員がいるという学校は意外と少なく、この10名の縛りの中で、委員が増やせないということがありましたので、そちらの部分を改正するというものでございます。

そちらの規定が1/2ページの9条第4項のただし書きで、「ただし、教育委員会が必要だと認める場合は、当該人数を超えて委嘱することができる」。

教育委員会が必要と認める場合を定めまして、これに当てはまる場合は、先ほど申し上げた(5)のCS委員を10人を超えて委嘱することができるというものになります。

具体的には、別途、必要と認める場合を定めようと思っておりますが、現行、イメージしておりますのは、例えば、当該年度、周年行事などで特別な活動がある、そのために意見を聞きたい委員の方がいらっしゃるというところで、そのような方を増やすと、そういうイメージで書かれております。

それ以外の修正箇所は、全く現行と中身は変わらず、文言整理ということで、記載部分が変わったり、漢字を平仮名に変えたりというところで、現行の規定と趣旨は変わっておりません。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらご発言ください。

松 澤 委 員 各学校によって、温度差があるかと思いますが、その10名の枠を外しても、15名以上になってしまうということもあり得るという話ですね。学校からコミュニティ・スクールでどのような人材を増やしたいとの声があるのか、例えば今度GIGAスクールになるので、GIGAに強い人を入れたいとか、僕らも、最近、学校に行く機会もないので、情報として知りたいので教えていただけたらと思います。

地域教育力推進課長　おそらく学校ごとに必要としたい理由が異なります。具体的にどういう方が必要というのは、今、資料を持ち合わせていないです。15名以内で構成はするのですが、先ほど申し上げました、各校の部分で10名を満たしてしまうということはかなり現場で多いものですから、その際に、10名の枠の中で、1年ごとの委員委嘱ですので、必要に応じて人員を入れかえてもらうというのが通常の考え方ではあるのですが、現状の方が必要で、さらに人が必要だという声がありました。

松澤委員　コミュニティ・スクールも始まったばかりなので、その運営について、今後議題になることも多いかと思えます。また、身近な教育委員会等でほかの方とお話しする機会もあるかと思えます。私たちの方にも、「コミュニティ・スクールの委員をやっているのだけれど、こうなのだよ」という声もちょこちょこ入ってきております。どのような人材をいれたいのかという意見を具体的に、簡単なものでよろしいので、いただければと思います。あと、今、このような大変な情勢の中で学校のことを決めるということは、一般の方には、結構、重たい話もでてくるかと思えます。そのようなときに、現在の委員以外の方が必要とか、地域の方の協力が必要な場合とか、そのような学校を大きく動かすときには、このような方が入っていた方がいいという声なんかも出てくると思えます。そのような情報を教えていただければ、と思います。よろしく願いいたします。

地域教育力推進課長　具体的に調査をして、しかるべきタイミングで、一度、出させていただきます。

高野委員　もう一度、実際に増やしたい理由を説明していただけますか。

全体で15名という枠があって、10名という縛りがあって、そこに入れなくてはいけない人が入らないので増やしてほしいということですよ。

その10名の中には、この資料のところの1を除いて、2、3、4、5、7、8の部分ですね。

だから、この関係行政機関とか、あと、近隣の学びのエリアの校長先生たちですとか、そのような方を入れると人数が10名で収まらないので、それは別枠としてとってというような解釈でよろしいのですか。

地域教育力推進課長　この(1)校長及び対象学校の副校長と、(6)関係行政機関、教育機関の職員、この委員の方々は、基本的に謝礼をお支払いしない委員の方々です。それ以外の方に謝礼が発生してしまうので、予算措置の関係もあり、一定の人数制限というものをかけておりました。この方々は必要でして、どの学校も恐らく10名ぐらいになってしまっている状況があります。

そういう中で、例えば地域の声をしっかり聞きたいときに、各町会の町会長さん全員を一人一人お呼びしたいというような声があったりします。

ただ、我々としては、そういう形でひたすら増やしていくと、会議体が、10が20、30、40となって、実質的に熟議ができなくなってしまうという心配

があります。現場の声は聞きつつも、機能するということの中で、今回、必要な、教育委員会が認めるという制約をかけた上で、状況をお聞きし、増やしても熟議も可能というようなことを把握した上で、認めていくという形を選択したということになります。

高野委員 10名というのは、予算の関係ということで、ある程度、(1)番と(6)番を除いた中で的人数を10名というふうに、今、決めているわけですね。

地域教育力推進課長 そうです。

高野委員 でも、全体としては、適切に会が進行できるように、15名という、それを必ず守らなきゃいけないものではないが、そこは大切にしているということですね。

地域教育力推進課長 そうですね。はい。

高野委員 そうすると、この10名の枠ということを外すのが第一の目的ということというふうに理解すればよろしいのですね。

地域教育力推進課長 おっしゃるとおりです。15名には達していない10名の枠が埋まってしまった結果、それ以上増やせないというのが現行ルールでした。15名というのは、熟議ができる人数という考え方になります。であれば、その10名の縛りを少し緩めて、必要があれば、会に入れる状態にルールに改正をし、総枠としては15名まで大きくなれるという現場の声に配慮した体制ということになります。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第3 議案第27号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第28号 区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について
〔教委〕の改正に係る協議について

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第四 議案第28号「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について、教育委員会の改正に係る協議」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、資料の「議-4」をご覧くださいと思います。

議案第28号。

区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について、教育委員会の改正に係る協議についての説明でございます。

提出日でございますが、令和3年3月26日、本日でございます。

提出者でございますが、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

今回、議案につきましては、令和3年3月22日付で、板橋区長より、区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について、教育委員会に関する部分でございますが、その改正につきましては、協議の申し出があったものでございます。

改正内容等、詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育総務課長 今ご覧いただいています資料のタイトルの下のところ、3月22日板橋区長から協議の申出がございました。

この補助執行の通知でございますが、昭和53年4月1日付の通知でございます。地方自治法180条の2の規定に基づく協議の申し入れとなっておりますが、この180条の2は、区長の権限に属する事務を行政委員会と協議をすることによって、その行政委員会の職員、教育委員会でいえば教育委員会事務局の職員に補助執行させることができるという規定となっております。今回、この補助執行している事務の一部が廃止になるということで、その協議があったものでございます。

1、改正の内容ですが、この通知の第3のところ、次長等に補助執行させる事務というのがありまして、その1の(7)「東京都板橋区私立幼稚園就園奨励費補助事業に関すること」を削ります。この事務は、具体的には学務課の幼稚園系の職員が区長の名において区長の事務を補助執行しており、対外的な通知などは、区長名で出ているものです。

改正理由でございますが、2でございます。

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助事業が同年9月30日をもって廃止となり、また、令和元年度の補助金に係る精算処理についても完了したため、この事務については削るということでございます。

次のページに新旧対照表がございます。

右側が現行の規定で、左側が改正後でございます。

アンダーラインのところ、(7)第7号を削り、8号から10号までを繰り上げるとい改正になっております。

これは通知ですので、この協議に対して同意するという回答をした上で、区長が、再度、通知を通達するという事、その通知日が改正の施行期日ということになります。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。
日程第4 議案第28号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○臨時代理

1. 令和3年3月31日付区立幼稚園長の退職について

(臨-1・指導室)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。
臨時代理1、「令和3年3月31日付 区立幼稚園長の退職について」、指導室長から説明願います。

指 導 室 長 資料「臨-1」をお開きください。
令和3年3月31日付区立幼稚園長の退職について、ご説明いたします。
今回、令和3年3月31日付新河岸幼稚園の鈴木奈緒美園長の勸奨退職につきまして、板橋区教育委員会にてご審議いただくタイミングが得られませんでした。
そのため、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理処理したことを報告するものでございます。
説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(異議なし)

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

1. 「令和3年度教育委員会事務局職員の異動（係長級以上）」について
(総-1・教育総務課)
2. 令和3年度 区立学校管理職等異動について
(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「「令和3年度教育委員会事務局職員の異動（係長級以上）」について」及び報告2「令和3年度 区立学校管理職等異動について」は、人事案件のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

○報告事項

3. 令和3年度 郷土資料館 展示・教育普及事業計画（案）について
(生-1・生涯学習課)

教 育 長 続いて、報告3「令和3年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願ひします。

令和3年度 郷土資料館 展示・教育普及事業計画（案）について、ご報告いたします。

郷土資料館における令和3年度の展示事業や教育普及事業について、今回、定めさせていただいておりますので、こちらをご覧ください。

今までどおり、区民を始め、多くの方々が「郷土板橋」への愛着と誇りを深めるという目的で、色々、事業を調べさせていただいたものです。

別紙の方も同時にご覧いただきたいのですが、今回、特に令和3年度の計画の特徴について、私の方から簡単にご説明をいたしますと、今までの、まず、(1)のところ、2階展示室における特別展を3回から4回にいたします。

これは、令和2年、今年度、採用した学芸員が2年目にもなるというところで、展示の機会を多くするものです。

次、(2)中央図書館における館外展示で、今週末にオープンを迎える中央図書館と何か一緒にできないかということで、郷土資料館に保管している端午の節句の五月人形や、桃の節句のひな人形などを展示して、皆様に楽しんでいただくということを計画しております。

次に、(3)のいたばし観光センターの展示替えですが、こちらもいたばし観光センターに、ずっと板橋の郷土愛に関する資料を展示していたのですが、これ

が、大分長い間、更改もしていなかったということで、これを、今回、資料館の学芸員の方が、年1回、定期的に展示を変えるのと合わせて、観光ボランティアの方々に、様々な板橋についてのお話というのも直接ご説明をして、連携を図っていこうというものになります。

次に、(4)ですが、残念ながら、コロナの影響を受けて、好評であったはずの兜づくりの教室については、お申し込みいただいた方ととても近い距離で作業を進めざるを得ないこととなりますので、来年度は中止させていただきます。

一方で、勾玉づくりについては、今年度も、夏休みの時期に、朝から列に並んで多くの方が参加されたということもありましたので、こちらについては機会を増やしていくという方向でございます。

コロナウイルスの影響が、悪く出たり、よく出たりというところはあるのですが、最近の情報で申し上げますと、2月の連休のときには3日間で1,000人を超えた来館者の方がいらしたということもございます。

今やっている板橋と光学、カメラに関する展示もとても多くの方に喜んでいただいて、図録も多く購入いただいているという実情もございますので、来年度も、コロナ禍の中で多くの方に喜んでいただける郷土資料館の事業というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

松 澤 委 員 コロナで色々ご苦労なさったと思います。1点、質問です。今、子どもたちの興味を引くようなイベントがずっと催されています。考えられている方というのはどういう方なのでしょう。このような興味の湧くものを作り上げて、そのときの状況に応じてできるものやってみて、それで来館の方がすごく伸びているというお話でした。そうすると、来館数が伸びたら伸びたで、その対応策というのが非常に問題にはなるかと思いますが。そこで、板橋の魅力プラス、今、世の中で、NHKでやっているものなんかを絡めてはどうでしょうか。たまたま渋谷栄一とか、高島秋帆とかもすごく興味が湧くものになるのではないかと思います。今後も強く伸びていきそうな予感をさせるような企画がいっぱいあるので、ぜひ、安全対策に気をつけながらしていただきたいなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。こちらの企画を考えている者は、主に郷土資料館に配属する学芸員と職員です。時代の背景も考えながら、色々な企画をさせていただき、さらに運営協議会という専門の方々にその案を見ていただいて、ご意見をいただきながら、修正を加えています。

学芸員は非常に若いですが、若いからこそ色々な意欲もあり、メッセージを非常に持った形で、色々、事業を計画してくれています。こちらもしみやかな企画が出てきている状況です。

おっしゃっていただいたように、同時に、混雑というところは課題でございます。新型コロナウイルスが蔓延し始めたところから、いち早く、色々な、資料館

であったり、博物館であったりというところの情報を集め、どのような防止策をとっているか確認しました。足形をつけて距離をとるといったこともいち早くさせていただいております。そのようなところは引き続きいらっしゃる方の人数や感染拡大状況に合わせて変えて、対策はしっかりとっていけると考えています。

松澤委員 今のお話のように、行政の方は、対策もしっかりととられているところが多いので、心配はないのかなと思います。今、先ほどの学芸員のような若い方は、モチベーションを保つのが大変な状況かと思います。

このような企画、すごくよいものだと思います。中央図書館も今度オープンしますし、ぜひ、若い方たちを励ましながら、若い方とベテランの方が力を合わせて、よりよいものをつくっていただくことによって板橋区の魅力を掘り下げ、よいものを少しずつ積み重ねていただければと思います。

ぜひ、よろしく願います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 私の方から、実はこの郷土資料館等についても、「郷土板橋への愛着と交流を深めます」というねらいがあります。実は小中一貫教育のiカリキュラムの1つとして、環境、キャリア、読み解く力と同時に、郷土愛を育むというのがあります。実は、先日、教育支援センターの方で教職員向けのリーフレットをつくっていただきました。このカリキュラムの作成と教育支援センターと生涯学習課とのつながりはとても大事だと思いますが、そのあたりはどういうつながりを持ち、今後、展開していくか説明をお願いします。

教育支援センター所長 カリキュラム上で郷土愛を学校現場で取り扱う中で、板橋区の区民や子どもたちにとって郷土愛ってどういうことなのかなというところをしっかりと共有していくことを意識し進めました。そのため、郷土愛についてずっと取り組んでいらっしゃる生涯学習課さんとコラボする必要がある。各課から参画していただいて、2年経過し、共同作業的に進めることはできました。板橋を語る子ということを1つのゴールとして進めさせていただいています。

今後、どうやって教育活動の中のカリキュラムとつなげていくか、横断的な発想をもって高めていければと思っていますところでは。

教育長 生涯学習課長も、どうでしょうか。

生涯学習課長 ありがとうございます。

今回、リーフレット作成に当たって、色々、情報交換をする中で、資料館等に、個々に色々な学校からの講座の依頼がありました。

ただ、特定の学校・先生からの依頼ということもありました。もっと、色々な学校が、地域の魅力について知るきっかけになるリーフレット、どの先生からも、資料館や生涯学習課の職員に、そういう郷土愛を育むに当たって、何か、助けていただけないかとお話がいただけるような環境づくりを一緒にさせていただきました。

今回、リーフレットは教職員向けですが、生涯学習課としても、持っている資料、あらゆる施設で、それぞれの地域についての魅力を勉強する機会については、引き続き、考えていきたいと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。保存と活用という中で、この活用というところに、ぜひ、学校教育との連携をつなげていただければなと思います。お願いいたします。

教育支援センター所長 一昨日でき上がったリーフレットを参考にお持ちしました。

教 育 長 ひとまず目を通していただきたいということで、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の利用時間の変更について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 では、報告4「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の利用時間の変更」について、生涯学習課長から報告願ひます。

生涯学習課長 よろしくお願ひいたします。緊急事態宣言が解除にはなりましたが、都内の飲食施設等を始め、9時までの営業というところが多くございます。

実際、今のところ、まだ感染者も日々300人、400人と出ている中、当生涯学習課が所管する施設で、以前は9時半まで営業していたところも、今、一般の団体では9時までとさせていただきますことをご報告させていただきますものです。

以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

5. 板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドラインについて

(他－1・保育サービス課)

教 育 長 では、続いて、報告5です。「板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドライン」につきましては、4月の閉会中の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、非公開による審議とします。ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告(1)、報告(2)及び報告(5)につきましては、非公開として聴取いたします。
なお、この報告をもって本日の教育委員会は閉会といたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 「令和3年度教育委員会事務局職員の異動(係長級以上)」について

(総－1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告1「「令和3年度教育委員会事務局職員の異動(係長級以上)」について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総－1」になります。

令和3年度教育委員会事務局職員異動、係長級以上でございます。

1から3までが退職者でございます。部長級、課長級で、ご覧の4名が退職となります。退職者は、3月31日付です。

次の4から9までが幹部職員の異動でございます。転入者が4名、それから転出者が2名でございます。4月1日付で転入。転出につきましては、3月31日付となっております。

続きまして、10と11につきましては、幹部職員の再任用ですので、定年退職者が、引き続き、同じポストで勤務をいたします。ご覧の2名になります。

続きまして、13から係長級職員の異動になります。No. 1から、次の4ページ目のNo. 44まで、学校職員を含めまして、44名の異動となります。なお、学校勤務の係長級は、技能長ということになっております。

次の4ページ目の14は、係長級職員の転出になっておりまして、19名で

ございます。転出先の部署につきましては、左側の新任職の欄に記載しているとおりでございます。

最後に、15が係長級の職員の退職でございます。学校職員を含めまして5名です。いずれも定年退職でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 それでは、この3月をもって教育委員会から出る4名、藤田次長、門野室長、浅子課長、平沢所長から、一言ずつ、ご挨拶をいただければと思います。
藤田次長から、お願いします。

次 長 2年間務めさせていただきました。コロナ禍の中で、教育次長らしいことは何もできなかったという悔いが残るところではありますが、教育委員会に初めて来て、こういうところなのだなと知ることができてよかったと思います。
これからは、区の方には残らないという形になりますので、なかなか皆さんとお会いする機会は非常に少なくなってしまうのかなと思います。2年間、本当にコロナ禍の中で、色々ありまして、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

教 育 長 お疲れさまでした。
では、門野室長、お願いいたします。

指 導 室 長 校長として4年間、専門職として3年間、合わせて7年間、板橋区に大変お世話になりました。
それぞれの立場で色んなことをさせていただきましたが、自分自身、本当に勉強になりましたし、教育委員の皆様には、本当に多くのことを教えていただいたことを感謝いたしております。
後任者も変わらぬご高配をいただけるとありがたいと思っております。
本当にありがとうございました。

教 育 長 浅子課長、お願いいたします。

学校配置調整担当課長 本当に1年間という短い期間だったのですが、大変お世話になりました。
志村小、志村四中が動き出して、これから本格的に進んでいくという段階でしたし、できればもっとお仕事に関わっていきたくったなというところはあったのですが、異動することになってしまいました。
次に行く場所につきましても、文化・国際交流財団の事務局長ということで、教育と関わってくる部分もございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございました。

では、平沢所長、お願いします。

教育支援センター所長 あっという間とはとても言えない充実した2年間を送らせていただいたと思っています。GIGAスクールに関しましては、説明などがなかったり、マネジメント能力がなかったり、様々、当委員会にご迷惑をかけたなと思っております。温かく見守っていただいたなという感想です。

4月からは世田谷区で、今度、新しく教育センターを作り直している段階でして、そのセンター長をやらせていただく予定でおります。

皆さん、どうもお世話になりました。

教 育 長 湯本部長、星野課長におかれましてはご退職ということですが、4月からまた再任用という形で、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○報告事項

2. 令和3年度 区立学校管理職等異動について

(指-1・指導室)

教 育 長 では、報告2に移ります。「令和3年度 区立学校管理職等異動について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指-1」をお開きください。

令和3年度の小中学校及び幼稚園の管理職異動について、ご報告いたします。

なお、小中学校につきましては、4月1日の新聞報道までは、区民や保護者に対しまして情報が漏れることのないよう、取り扱いにご注意ください。

まず初めに、1、校長の異動についてです。

異動者対象の学校は、再任用での継続及び統括校長を含めて、小学校が25校、中学校が13校です。

備考欄に記載してある内容などを整理しますと、小学校では、区内小学校校長からの異動は7名、他地区校長からの異動は1名です。

昇任者は4名です。

再任用は14名で、そのうち前任校に残る者は13名です。

中学校につきましては、区内中学校長からの異動が1名、他地区校長からの異動が1名です。

昇任者は2名です。

再任用は8名で、いずれも現任校に残ります。

なお、中台中学校の校長につきましては、新たに統括校長に指定されております。

2は、副校長の異動です。

異動者の異動者対象の学校は、再任用での継続も含め、小学校が12校、中学校が5校です。

- 3、校長の転出者。
- 4、副校長の転出者。
- 5、校長の退職。
- 6、幼稚園長の退職。
- 7、再任用校長の退任。
- 8、副校長の退職。
- 9、再任用副校長の退任で、いずれも記載のとおりです。

なお、校長の定年退職者のうち、小学校4名、中学校4名が再任用校長となります。

副校長の定年退職者のうち、中学校1名が再任用副校長となります。

10以降は、統括指導主事及び指導主事の異動について記載しております。説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
 室長、これは再任用がかなり増えたということで、校長先生方の平均年齢もかなり高いのではないかと思います。いくつぐらいなのですか。

指 導 室 長 これは全都的な傾向で、管理職が足りていません。再任用を積極的にやっていたかというような方針がございます。
 その結果、小学校も、中学校も59歳を超える平均年齢になっております。
 以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

(はい)

○報告事項

5. 板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドラインについて

(他-1・保育サービス課)

教 育 長 報告5「板橋区乳幼児期の保育・教育ガイドラインについて」、保育サービス課長から報告願います。

保育サービス課長 保育サービス課長、佐藤でございます。
 遅れまして、大変申し訳ございませんでした。
 では、私の方から、乳幼児期の保育・教育ガイドラインについて、ご説明を申し上げます。
 資料の方、他-1②をご覧ください。
 まず、今般のこのガイドライン策定に至った経緯でございます。

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、また「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、さらに「保育所保育指針」、この3つの要領、指針等が同時改定をされてございます。いずれも平成30年4月から施行されているところでございます。

この平成29年の改定の際に、これから迎える変化の大きい時代を子どもたちが生き抜く力を育むということを踏まえて、「育みたい資質・能力」、また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というものが示されてございます。

これらを踏まえまして、板橋区として、区内の保育所、また幼稚園等で統一的なその保育の考え方を整理した方がよろしいのではないかというような考え方がございまして、ガイドラインの策定に至ったところでございます。

ガイドラインの26ページ、27ページを、恐れ入ります、ご確認いただけますでしょうか。

こちらに策定の経緯を記載させていただいているところでございます。

まず、ガイドラインの素案の策定に当たりまして、当時の板橋区内の区立、私立の幼稚園、また、保育園の先生方、関係者の方にお集まりをいただきまして、素案を策定したところでございます。

その素案を受けまして、27ページの方に記載させていただいております学識経験者の方、また、区内の保育園、幼稚園の関係者、教育委員会事務局、また、こども家庭部の職員から成る検討委員会で検討を重ねたものでございます。

平成30年度末に、この検討委員会から素案に基づきます提言を受けているところでございます。

当時、その提言を踏まえまして、ガイドラインの方を調整し、お示しするということを考えておったところでございますが、令和元年の10月には幼児教育・保育の無償化がスタートするというようなことも控えておりましたので、その辺の影響を踏まえて、ご提言いただいたものが何か影響を受けるようであれば、そのようなものも反映しながら対応していきたいと考えていったところでございます。

その後、昨年来、コロナ禍ということもございまして、また、このコロナ禍の中での保育、幼児教育の進め方というものも、一定程度、反映させる必要があるだろうというようなこともございまして、様々、具体的要因を踏まえて、調整を行った結果、最終的にまとめられたのが今般というような形になっているところでございます。

具体的な中身について、ご説明を申し上げたいと思います。

もう1つ前の資料に概要をお示ししてございます。この概要に従いまして、ご説明をさせていただければと思います。

先ほども申し上げましたように、子どもの生きる力の基礎を育むためにということで、本編の1、2ページの方に記載をさせていただいております。

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であるという考え方に基づきまして、非認知能力の育成、また、そのための豊かな感性、好奇心や探求心、思考力、忍耐力や自己抑制、社会性や自尊心の育成、そのようなも

のを育てていくという考え方に基づいているところがございます。

概要、1 ページ目の下の囲みのところをご覧ください。

板橋区内の保育・教育施設等の取組というところがございます。

5つ、お示しをしております。

1つ、子どもの「生きる力」の基礎を育む。

2つ目、「遊び」を通じた主体的な学びを尊重する。

3つ目、教育及び保育の計画を組織的に改善し、質の向上に取り組む。

4つ目、保幼小連携に取組、小学校への円滑な接続につなげる。

5つ目、子どもの健康支援と安全管理に努める、でございます。

概要の2 ページ目をご覧ください。

年齢ごとの取組の方向性を示しているものがございます。

左側がいわゆる乳児と呼ばれています0、1、2歳のお子さん、右側が3歳以上の幼児さんと言われているような年代の取組について、それぞれ示しているものがございます。

まず、左側の乳児でございます。

社会情動的スキル・非認知的能力は乳児期から発達するという考え方にに基づきまして、まず、愛着の形成、特定の大人との安定した関係をしっかりと構築してまいります。

その中で、応答的、受容的、優しく、温かな対応、また、主体的に育つ存在であることを意識した保育を進めてまいります。

3つの視点といたしまして、健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものとの関わり、感性が育つというような考え方に基づいて乳児を保育していくというところがございます。

次に、右側の幼児でございます。

「主体的・対話的で深い学び」を生み出す視点を意識する。

3歳以上児の保育・教育の3つの視点が、主体的、対話的、深い学びでございます。

資質・能力の3つの柱といたしまして、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」でございます。

これに加えまして、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識しながら進めてまいります。

また、特に5歳児、小学校就学前におきましては、教育委員会の方でお示しをいただいておりますアプローチカリキュラム、また、その後のスタートカリキュラムにしっかりと接続ができるような保育を進めていく必要があるということを申し述べているものがございます。

本編の13ページから14ページにおきましては、全年齢児に共通した保育の考え方、また、15ページから16ページにおきましては、質の向上を目指してということで、各保育主体の取組方をお示ししております。

また、17ページから22ページにおきましては、子どもの健康支援と安全の確保、23ページから25ページにおきましては、子育て支援と地域連携のあり

方についてお示しをしているものでございます。

基本的には、これまで各幼稚園施設、幼稚園というのは、それぞれの建学の精神に基づきまして、その保育の方針をお立てになっているところでございますが、そのようなものに抵触することなく、そのもっと下の部分、基礎の部分で、保育・幼稚園施設が共通的に取り組む考え方になるベースになるようなものをガイドラインでお示しをさせていただければと考えているものでございます。

今般、教育委員会でご了解いただきました後に、議会の方への報告を経まして、区内の幼児教育、保育施設の方に示してまいりたいと考えております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

これについては、区内の公立はもちろんですが、私立についても共有をしているということによろしいですか。

保育サービス課長 おっしゃるとおりでございます。私立の幼稚園、また、保育施設等にも共有を図ってまいりたいと考えてございます。

教 育 長 話題が変わってしまうのですが、学務課長、今、幼稚園が、保育所もそんなのかもしれないのですが、来年度の入園者数が板橋は激減していますよね。そのために、幼児教育、幼稚園教育を高めていく、質の向上のためのガイドラインというのは一定の役割を果たしていると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

学 務 課 長 はい。先ほど、保育サービス課長からお話がありましたように、個々の建学の精神等には抵触しないように、底支えをしていくものであるべきこと。

特に大事なものは、幼稚園教育、保育園、いずれもしっかりと小学校に接続していくということ等一定の役割を期待しております。

一方、ここは非常に大きなジレンマではございますが、保育園児が増えていく中で、幼稚園の園児数が減っていくということ。これにつきましては、また、私立幼稚園協会とも一緒になって、やとても大事な幼稚園教育のコアの部分をしっかり保護者にアピールするとともに、預かり保育についても十分保護者の理解を得て、選択肢の1つとして幼稚園をぜひご検討いただきたいということで、保育サービス課の方でも、大分、協働していただいて、昨年も私立幼稚園協会も含めて、保育園、幼稚園の入園案内を書きいただき、また、小規模保育所との連携なども準備しておりますので、その辺をしっかりと広げて、保育園をどんどん増やすというよりは、幼稚園の方が受け皿になっていくようにしていこうと思っておりますので、先ほどの話もまた含めて、議会の方にもご説明をして、そういう強化すべき点についても工夫していきたいと考えています。

教 育 長 こういう機会ですので、幼児教育という視点で、幼稚園と保育所がうまく連携をとりながら進められるように、また今後もよろしくお願いいたします。
今日はありがとうございました。
松澤委員どうぞ。

松 澤 委 員 先ほど学務課長さんからも話がありましたが、幼稚園の経営者の方からもそういう話を聞かせていただいて、お金の問題なのではないかということで、補助が板橋区から出て、水準が同じぐらいになったということでしたが、コロナ禍から1年、その影響なのか、それとも、預かり時間の問題なのか、保護者が選択する上で何が最も違う点なのか、あるいは、ほかに原因があるのかというのが分かれば教えてほしいなと思います。

保育サービス課長 しっかりとしたエビデンスが必ずしもあるわけではないのですが、私どもが窓口でお客様と色々やりとりしている肌感覚でという前置きをさせていただいた上で、お答えをさせていただければと思います。

確かに松澤委員がおっしゃるように、幼稚園はかなり申し込みの数が減っていると聞いております。

一方で、保育所の申し込みの人数も、例年と比べて1割以上、お客様が減っております。

それは全般的に、コロナ禍の影響等もあり、働き方ですとか、子育てに対する考え方が変わってきているのだろうと思ってございます。

あと、私どもが窓口で色々お客様とお話をしていて、一番痛切に感じるのが、幼稚園があまりにも認知されていないというところだと思っています。

幼稚園が、今どういう幼児教育をやっているのか、また、預かり保育をどれほど進めていただいているのかということについて、実は区民の方はあまりご存じない。そのようなところをご案内すると、中には、0、1、2歳、小さいうちは保育園がいいが、就学が近づくにつれて、きちんとした幼児教育を受けさせたいというお考えをお持ちの保護者の方も相当数いらっしゃいます。

実は保育園から幼稚園に転園していくというお子さんも一定数いらっしゃるといった状況がございます。

要は、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、幼稚園のPRの仕方が足りないのかなというところ、認知度が低いのかなというところが大きな要因かと思ってございます。

そのようなことも踏まえまして、先ほど星野課長からお話がありましたように、昨年度、私どもは、ずっと保育園だけの説明会を行っておりましたが、幼稚園協会さんの方にご参加をいただいて、一緒に合同説明会をやらせていただいています。

また、私どもが作成しております保育園の入園の案内の冊子の中に、幼稚園の情報も一緒に刷り込みをさせていただいて、1冊で、幼稚園も、保育園も全て分

かるような形で区民の方に周知を図っていきたいと考えています。

子ども家庭部では、当然、保育の方が主体にはなっていますが、新しい施設をつくるということばかりではなく、既存の幼稚園、区内に私立の幼稚園、32園もございますので、この幼稚園の既存施設をしっかりと活用していけるような、そのような子どもの育ち、板橋区内の子育て環境が整備できればと考えているところでございます。

教 育 長 よろしいですか。

そういう意味では、公立も、いよいよ令和4年度を目途に、3歳児保育の開始、それから預かり保育もスタートしたい、この辺はいいPRの契機になるのではないかなと思いますので、まず、佐藤課長のお話も参考にしながら進めていっていただければと思います。お忙しいところありがとうございました。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。と同時に、今年度の教育委員会も、これで最後になります。改めて、5名の方々、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 11時 48分 閉会